広島県庁用自動車管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

## 広島県規則第十五号

## 広島県庁用自動車管理規則の一部を改正する規則

正する。 広島県庁用自動車管理規則(昭和三十二年広島県規則第八十号)の一部を次のように改

改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように

転状況等を記録しなければならない。転日誌に、その使用した庁用自動車に係る運第十条 使用職員は、別記様式第二号による運(運転日誌の記録)	改正後
けなければならない。   「世機関の長の決裁を受転状況等を記録し、管理機関の長の決裁を受転日誌に、その使用した庁用自動車に係る運転日誌の記録)	改正前

改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように

